

〈前文〉

私たちは教育目標にある自主・他敬・自愛・創造の精神にのっとり、全ての生徒にとって安心・安全で豊かな学校生活を実現するために生活のきまりを策定した。

1 1日の生活 (R5.1.24 現在)

	6限平常授業の場合	5限平常授業の場合
登校時刻	8時15分	同 左
欠席連絡	7時45分 ~ 8時00分	
朝読書	8時20分 ~	
授業午前	8時50分 ~ 12時40分	
昼食	12時50分 ~ 13時10分	
昼休み	13時10分 ~ 13時35分	
授業午後	13時40分 ~ 15時30分	13時40分 ~ 14時30分
清掃	15時35分 ~ 15時50分	なし
終会	15時55分 ~ 16時05分	14時40分 ~ 14時50分
部活動終了	18時15分 (4月~11月[後期中間テストまで]、3月) 17時25分 (11月~2月末)	
下校時刻	18時30分 (4月~11月[後期中間テストまで]、3月) 17時40分 (11月~2月末)	

- (1) 登校時ならびに全校朝会・学年朝会、式典時の服装は原則として制服とする。
- (2) 欠席や遅刻・早退は保護者を通して連絡する。
- (3) 登校完了時刻は8:15とする。その後は下校まで許可なく校地外に出ない。
- (4) 内履きと外履きを区別する。
- (5) 自教室以外の教室や他学年には、特に用事がある時以外立ち入らない。

2 服装、頭髪

○いつでもどこでも通用する服装、頭髪を心掛ける。

(1) 制服

学校が定めた標準服を着用する。

〈冬服〉

黒学生服上下・紺上着 (リボン着用) とスカートまたは紺スラックス

〈夏服〉

白ワイシャツ、カッターシャツ、開襟シャツ、ブラウス、
黒ズボン、紺スカートまたはスラックス

(2) 頭髪

- ①学校での活動に支障のない長さとする。顔 (目) が隠れたり、肩より長くなったりする場合は、留めるか束ねる。
- ②「装飾」にあたるものはしない。
- ③保護者が認めたものとする。

(3) 名札

名札は、在校時に左胸ポケットにつける。

- (4) 靴下
靴下は派手にならないもの（白、黒、紺、グレーが基調）とする。
- (5) 季節、状況に応じて着用できるもの
ストッキング、タイツ、レギンスやベスト、セーター、カーディガン等は、季節や状況に応じて着用できる。その際は、裾や袖から著しく出ないように着用する。
- (6) くつ
内履きは派手にならないスポーツシューズ（白、黒、紺、グレーが基調）とし、学年色の靴ひもをつける。

3 持ち物

- (1) 学用品以外の不要なものは持ってこない。
- (2) 持ち物には、記名する。
- (3) 通学用カバンの指定はないが、両手が空くものが望ましい。
- (4) 貴重品や不要な金銭は持ってこない。特別な事情で持ち込む場合は、学級担任に預ける。
- (5) 年間を通じて、水分補給用の水筒の持参を認める。

4 自転車通学

- (1) 許可制であり、別に定められたルールに従って学校に申請する。
- (2) ヘルメットを着用し、交通ルールを遵守する。

5 その他

生活のきまりを見直す際は生徒会本部と専門委員長会で特設改定委員会を組織し、構成員の3分の2以上の出席による生徒総会において、出席者の過半数の賛成をもって議案を決定する。

6 生活指導資料（新潟市生徒指導主事会作成 新潟市の全中学生が遵守する内容）

(1) 全市申し合わせ事項

外出について

- ① 生徒同士の外泊や友人宅への外泊は原則としてしない。
- ② 旅行等で外泊する場合は、保護者または保護者が委任した責任のもてる成人が必ず同伴する。
- ③ 生徒だけの夜間外出は原則としてしない。
- ④ ゲームセンター（大型商業店舗内のゲームコーナーを含む）・カラオケボックス・インターネットカフェは、保護者同伴以外では立ち入らない。※午後6時以降は、保護者同伴であってもゲームセンターへは立ち入らないことが望ましい。
- ⑤ 日帰りのサイクリング、ハイキング、釣り、遊泳、映画、イベント（コンサート等）、スケート、ボーリングなどへ生徒同士で行く場合は、保護者の同意を必ず得る。
- ⑥ 祭へ出かけるときは、一旦帰宅し、学校や祭ごとに決められた時刻までに帰宅する。
※「蒲原祭」に関しては、別に定める「蒲原祭参加についてのきまり」を参照。
- ⑦ 繁華街や大型商業店等へ目的もなく出かけない。
- ⑧ 市内中学校の学校行事（体育祭や文化祭等）での他校訪問については、区の校長会の申し合わせや学校の判断で訪問を認めない場合がある。
なお、生徒同士又は単独で訪問する場合は、授業日であることから「訪問先で受付を行い、訪問校の指示で見学する」「通学服を正しく着用する」「生徒手帳を携帯する」等を定める。

危険防止のために

- ① 危険なもの（武器、刃物、火器、火薬など）を所持しない。

※ライターなどの喫煙具を未成年者が所持することは法律で禁止されている。

- ② 花火をする時は、保護者の同意のもと、時間・場所・状況を考え、後始末をしっかりと行う。
- ③ 凍結時や積雪時には自転車は乗らない。
- ④ 遊泳は遊泳許可区域内で行い、ボートは保護者同伴以外では乗らない。

犯罪やトラブルに巻き込まれないために

- ① 生徒同士での金銭の貸し借りや、おごり合い、物品の売買はしない。
- ② インターネットを通して、悪質なサイトやメールにかかわらない。
- ③ インターネットを通して、本人や他人の個人情報（写真を含む）をみだりに掲載しない
- ④ インターネットに接続可能な機器を学校内に持ち込まない。

※インターネットに接続可能な機器＝携帯電話、タブレット端末、携帯ゲーム機、音楽視聴機など

(2) 重点指導事項 ※常識的なことではあるが、特に注意させたい事項

- ① 外出の際は、保護者に行き先・用件・帰宅時間・同伴者を告げる。
- ② 公共の場では、大人（店員、警備員、交通指導員、海岸巡視員など）の指示に従う。
- ③ 公共の場所では、周囲の利用者に迷惑をかけない。
- ④ 友人宅を訪問した場合は、挨拶をしっかりと、一般的な夕食時間帯前には帰る。
- ⑤ 事件・事故に遭遇した場合、すぐに警察と学校に連絡する。

(3) 違法行為事項 ※法律で禁止されているが、特に中学生に守らせたい事項

- ① 自転車を運転する時は、踏切や一時停止の場所は必ず停止すること。
- ② 自転車を運転する時は、2人乗り、無灯火、傘差し、並列運転やヘッドホンなどで耳をふさいでの運転など危険運転をしない。
- ③ アルバイトはできない。（祭などでの出店の手伝いも含む）